

学校において予防すべき感染症への罹患による出席停止の措置について

“学校において予防すべき感染症”に罹患した場合は、別添の「学校感染症への罹患報告書」に保護者が記入し、提出することにより出席停止の措置をとっています。

つきましては、感染の拡大防止のため、処方された薬の説明書のコピー等、感染症への罹患を証明できるものを必ず添付して提出してください。医師が記載する証明書の提出は必要ありません。

なお、感染症に罹患した場合は、これまでどおり医師の指示を守り、感染の恐れのある期間は登校を控えていただきますようお願いいたします。

◆学校において予防すべき感染症の種類

	病 名	出席停止期間の基準
第 2 種	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身症状が良好になるまで
	風疹	発疹が消失するまで
	水痘	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
	結核	感染のおそれがないと認められるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	感染のおそれがないと認められるまで
第 3 種	腸管出血性大腸菌感染症、 流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎 コレラ、細菌性赤痢、 腸チフス、パラチフス その他の感染症 { 溶連菌感染症、手足口病 伝染性紅斑、マイコプラズマ感染症 感染性胃腸炎（流行性嘔吐下痢症）、 ヘルパンギーナ、ウイルス性肝炎 () }	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められるまで